

# 資料

(第33次地方制度調査会専門小委員会ヒアリング)

令和5年1月

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

### 3. 政府の取組から見える課題

(中略)

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた課題と取り組むべき方向性

(中略)

⑨ 初動対応と新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施等

(中略)

今般の新型コロナウイルス感染症対応においては、都道府県知事が行う、事業者に対する時短要請等について、過料などによって実効性を確保していたものの、要請を順守する事業者とそれ以外の事業者の間で不公平感が生じる場合があった。また、個人に対する自粛要請についても、十分に実施されない場合があった。

(中略)

こうしたことから、国の方針や都道府県知事による要請について、その実効性の向上と、要請の目的と手段の合理性に関する説明を行政がより丁寧に行うことが必要である。

また、特措法の運用について、次の指摘があることに留意し、改善に向け取り組むことも必要である。

(中略)

- エビデンスに基づいてウイルスの特性に応じた科学的・合理的な対策などを行う議論や意思決定を行うためのプロセスについて、一層の明確化・体系化を図る必要がある。
- 変異株など状況が変化し、データが全国的に十分集積される前であっても、現場では地域レベルで起きている事象に基づいて対応せざるを得ない場合があることから、感染症法や特措法の運用に一定の柔軟性を確保する必要がある。

- 都道府県知事が行う様々な要請について、要請の名の下に、事実上の私権制限が行われたのではないかと。
- 人々の多様な利益や意識に配慮できるよう、専門家の意見だけでなく、当事者の声を聴くことも重要である。  
(中略)
- 都道府県の特措法に基づく措置について、訴訟事案も踏まえれば、個々の事例についての判断がより迅速・的確に行えるよう、国が適切な運用のあり方について基準や指針を示すことが重要である。

### イ その他初動や新たな感染症・変異株の出現への特措法の対応等

感染初期等に、政府と都道府県との間において、特措法に基づく施設の使用制限の対象施設の考え方や時短要請のあり方等について調整が難航した事例があった。このため、**初動期等において、政府と都道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくり**が必要である。

また、今後、新たな感染症や変異株が発生し、その急速な拡大が懸念される場合に備える必要があることから、まん延防止等重点措置等の適用の考え方の整理が必要である。

行政機関内でクラスターが発生し庁舎を閉鎖する事態が生じたことがあったことから、**対策を実施すべき行政機関を都道府県がサポートするなど、その機能を維持できる仕組みづくり**が必要である。

(中略)

## （2）次の感染症危機に対する政府の体制づくり

今般の初動からの対応を振り返ると、次の感染症危機に備え、これまで述べてきた医療機関等への行政権限の強化など**危機に迅速・的確に対応するための司令塔機能を強化**するとともに、強化された機能を活用して**一元的に感染対策を指揮する司令塔組織を整備**することが必要である。その際、以下の観点を踏まえるべきである。

- 総理が司令塔となって行政各部を指揮命令し一元的に感染症対策を行う体制を強化すること。
- 行政の縦割りを排し、関係省庁の実働組織が一体的に取り組む体制を構築すること。
- 新型インフルエンザ流行後にしっかりとした備えをすることができなかった反省も踏まえ、行政各部が行う平時からの備えについて、総合的・一体的に企画立案するとともに、実践的な訓練も含め、きちんと機能しているか政府全体の立場からチェック、改善し、メンテナンスすること（PDCAサイクルの実践）。
- 有事に招集する職員を平時から明確にしておくなど、平時から有事の円滑な切り替えを実現すること。
- 科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化すること。その際、諸外国の組織や臨床機能の必要性を考慮しつつ、専門家の育成や政府外のアカデミアも含めたオープンな議論を行えるようにするとともに、国内外の情報・データや専門知の迅速な収集、共有、分析、評価に加え国内の疫学・臨床研究を行う能力の向上を図ること。
- ウイルスの特性が未知あるいは変異する中で、国民の納得感や対策の効果を高める観点からも、政府がリスク・コミュニケーションの視点に立った国民への情報発信を行うこと。

## 2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施

- 次の感染症危機において、緊急事態宣言等を行わざるを得ない場合を念頭に、事業者等に対する要請等の実効性を確保する。
  - また、国内におけるまん延の初期段階から、国・地方を通じて迅速に措置を講じ得るよう必要な措置を講ずるとともに、クラスターの発生等により行政機関が機能不全とならないよう備えを拡充する。
  - これらについて、必要となる法律案を次期通常国会に提出することを目指すこととする。
- (1) 要請等の措置の実効性の向上
  - 事業者や個人に対する要請等に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の趣旨を踏まえ、必要最小限度の行動制限を実施する観点から、法に基づく要請については科学的エビデンスを十分踏まえたものとし、国民の納得を得られるようにしていくことが重要である。このため、目的や手段の合理性に係る説明の充実・強化を図るとともに、要請等の実効性の向上策について、引き続き検討を進める。
- (2) その他特措法に係る対応
  - ① 政府対策本部長が行う指定行政機関の長や都道府県知事等への指示について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間のみならず、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
  - ② 感染拡大により事務の遂行が困難になった場合における、事務代行等の要請について、特措法の規定による事務以外の事務も含め、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
  - ③ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討する。
  - ④ まん延防止等重点措置や緊急事態措置に関する新型インフルエンザ等の病状要件について、重篤な症例の発生頻度以外の考慮対象について検討する。

### 3. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

- 政府対策本部の各府省庁等に対する強力な権限（総合調整及び指示等）及び感染症対応の中核を担う厚生労働省との一体的対応を背景に、行政各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として「**内閣感染症危機管理統括庁**（仮称。以下同じ。）」を**設置**する。

そのために必要となる法律案を次期通常国会に提出し、令和5年度中に設置することを目指すこととする。

#### （1）組織

- ① これまで内閣官房で担ってきた政府対策本部の事務や水際対応など、**感染症対応に係る総合調整事務は、平時・有事一貫して内閣感染症危機管理統括庁が一元的に所掌**することとし、**各府省庁等における感染症危機に係る対応を司令塔として統括**する。
- ② 内閣感染症危機管理統括庁は、感染症危機への対応に関し、内閣総理大臣（以下「総理」という。）及び内閣官房長官を直接支える組織として内閣官房に置くこととし、庁の長である内閣感染症危機管理監（仮称）は、内閣官房副長官クラスとする。この他に、
- ・内閣感染症危機管理監補（仮称）を代行として、
  - ・内閣感染症危機管理対策官（仮称。以下同じ。）を次長相当として設置する。

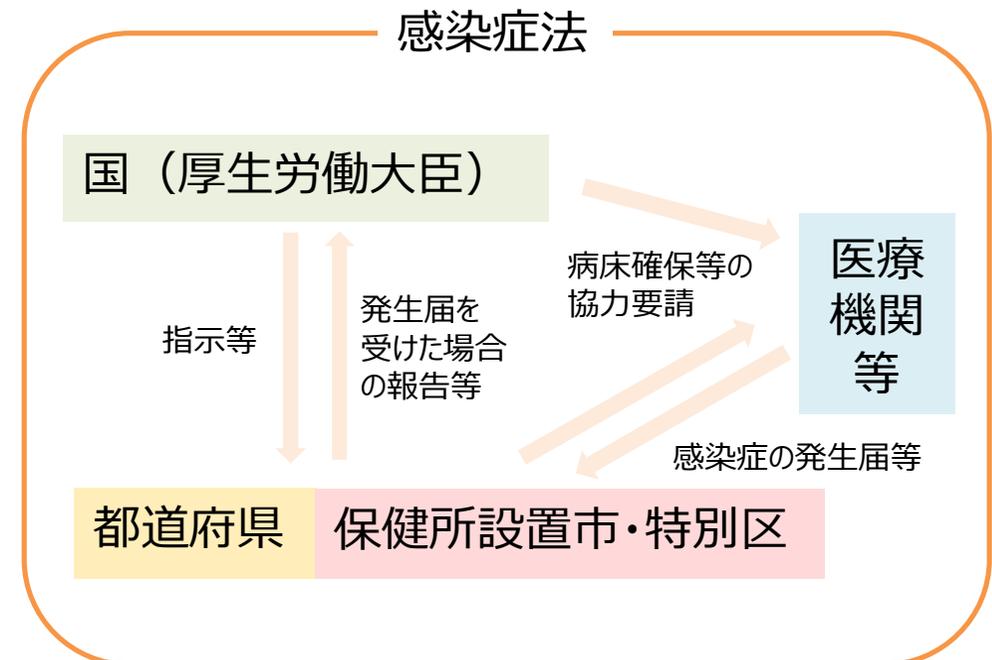
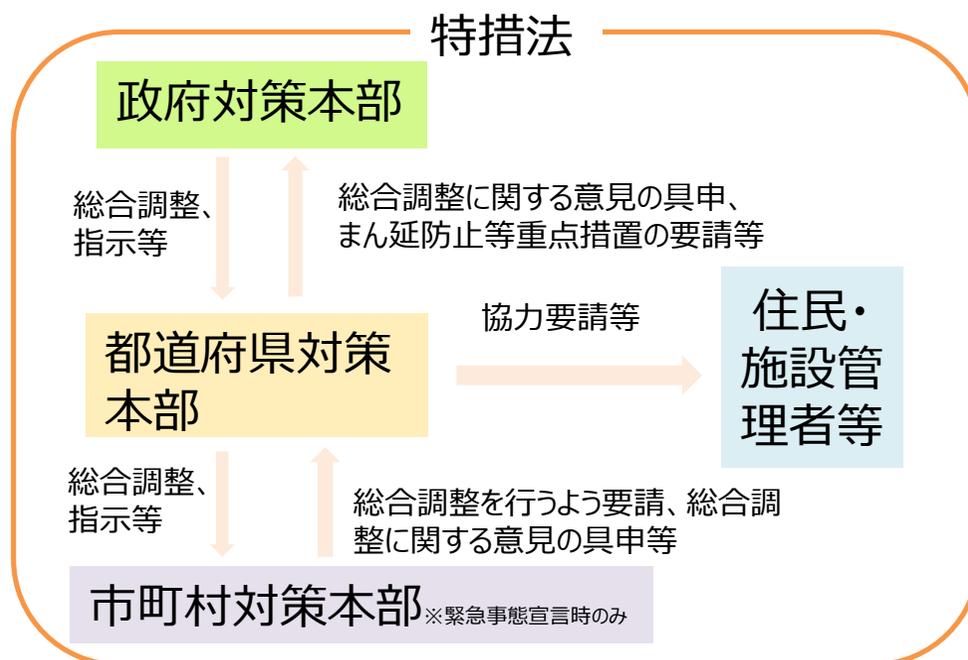
#### （2）業務

- ① 内閣感染症危機管理統括庁は、**各府省庁等が有事において的確に対処できるよう、感染症危機を想定した訓練、国民への普及啓発、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に基づく各府省庁等の準備状況のチェック・改善等に係る業務を行う**。厚生労働省の感染症対策部（仮称。以下同じ。）及び感染症等に関する新たな専門家組織（いわゆる日本版 CDC。）（4において後述）とは、感染症に関する質の高い科学的知見の情報提供を受けるなど、平時から緊密な連携を図る。

- ② 感染症の発生及びまん延により、国民の生命・身体等に重大な被害が生じるおそれのある緊急の事態が発生した場合には、内閣感染症危機管理統括庁が初動対応を担い、関係府省庁等の緊急招集、情報の収集・分析、府省連絡会議の立ち上げ等の危機管理に関し必要な事項について、総合調整を強力に実施する。なお、内閣危機管理監が必要に応じ内閣感染症危機管理統括庁に協力する仕組みを構築するなど、双方の知見を活かし連携して対応する。
- ③ **特措法の適用対象となる感染症事案に対しては、同法の規定により、政府対策本部長（総理）が各府省庁等に対して総合調整や指示を行うなど、各府省庁等の対応を強力に統括**する。その際、厚生労働省等の感染症対応に係る業務に携わる各府省庁の幹部職員を内閣感染症危機管理統括庁の兼務として指揮命令下に置くことや、その他の職員についても内閣感染症危機管理統括庁に参集させて各府省庁等との連絡調整を実効的に行うなどにより、政府内の人材を最大限活用する。これらの職員については、有事の際の招集職員をあらかじめリスト化し、迅速に増員して十分な体制を確保する。
- ④ 内閣感染症危機管理統括庁は、有事において、内閣感染症危機管理対策官に充てられた医務技監の下、厚生労働省の感染症対策部及び感染症等に関する新たな専門家組織と密に連携し、感染症対応の中核を担う厚生労働省の事務との統合的な対応を確保しつつ、政府全体として総合的に感染症危機管理を推進する。

## 第208回国会 衆・予算委 後藤厚生労働大臣答弁(令和4年2月9日)抄

- **特措法は**、全国的かつ急速に蔓延するおそれのある感染症を対象にしておりまして、こうした感染症に的確に迅速に感染拡大防止対策を講じるために、いわば、**ある程度面的な措置が必要**ということで、政府対策本部が国レベルで策定する**基本的対処方針に基づいて、具体的な措置については広域的な自治体である都道府県が一元的に実施する仕組み**とされております。
- 一方で、**感染症法は**、広く感染症一般を対象としまして、入院勧告や措置、積極的疫学調査など、**個別具体的な権限に基づいて、地域の実情に応じて迅速に対応できるようにするための措置を定めたもので、都道府県のほか、保健所設置市又は特別区から、自ら行使できるという形の法律体系になっております。**



# 地方の取組が国の方針に取り入れられた例

- 令和4年夏の感染拡大においては、医療機関や高齢者施設におけるクラスターが多く発生した。また、夏休み前の時点においては、学校等においてもクラスターが多く発生していたほか、保育所等でもクラスターが一定程度発生。



- 令和4年10月13日 新型コロナウイルス感染症対策分科会

**医療機関、高齢者施設、学校・保育所等における集団感染事例と対策例について、全国知事会を通じて、都道府県に対して照会し得られた調査結果等を踏まえ、「今秋以降の感染拡大期における感染対策の基本的考え方」をまとめ、具体的な感染対策を提示。**

※取り上げられた具体的な感染対策の例（都道府県の先進事例）

## 【医療機関、高齢者施設等】

- ・ 先進的な事例として、職員に検査キットを自宅に持ち帰らせ、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い陰性を確認してから出勤する取組もあり、これも参考にすることが考えられる。
- ・ 高齢者施設の入所者への正月等の一時帰宅時での検査についても、実施している都道府県の取組例も踏まえ、例えば、外泊や一時帰宅から戻った入所者にPCR検査を実施するなど、必要に応じて取り組む。
- ・ 都道府県が換気の専門家チームを施設に派遣し、換気方法を指導。都道府県が管内の全ての入所施設・通所施設にCO<sub>2</sub>センサーを配布。 等

## 【学校、保育所等】

- ・ 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は登校・登園を控えることを徹底するとともに外出を控える。
- ・ 都道府県が換気の専門家を学校に派遣し、感染症対策改善セミナーを実施（公私立の学校からの参加が可能）。
- ・ （保育所等の）食事介助等の密な接触時に限り、フェイスシールドやゴーグル等を着用し、職員への感染を予防する。 等



- 令和4年11月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部

**基本的対処方針**においても、上記コロナ分科会の提言を踏まえ、具体的な対策を実施する旨明記。

# 「国と地方の意思疎通」に係る取組例

- 内閣官房においては、日頃から都道府県の実務担当者との連絡を取り合い、地域における感染状況や対策の把握等に取り組んでいる。
- また、政府の対策に係る重要な方針の決定等に当たっては、以下のような対応を行っている。
  - ・ 全国知事会を通じた事例調査による実情把握
  - ・ 都道府県への説明会の開催による方針の説明
  - ・ 都道府県との意見交換会やアンケート調査の実施によるフォローアップ
- さらに、必要に応じて、大臣と都道府県知事との意見交換会の開催等、ハイレベルな意思疎通も実施している。
  - ※ 最近の開催実績
    - ・ 大臣と1都3県知事との意見交換会（令和4年1月17日）
    - ・ 大臣と大阪府知事との意見交換会（令和4年2月15日）
    - ・ 大臣と沖縄県知事との意見交換会（令和4年4月14日）
    - ・ 大臣と全国知事会との意見交換会（令和4年度はこれまでに7回実施（4月7日、5月11日、8月2日、8月24日、9月20日、12月6日、12月27日））
- なお、個別自治体への対応として、感染状況が悪化している都道府県へのリエゾンチームの派遣を行った例もある。
  - ※ これまでに4回（令和4年1月7日～同31日、4月12日～同27日、5月13日～同24日、7月25日～8月1日）、沖縄県庁への派遣を行っている。その成果として、リエゾンを通じて現地の感染状況や対策上の課題やニーズを把握した上で、以下の対応を行った。
    - ・ 他の都道府県や関係団体に呼びかけ、全国から沖縄県を訪問する方に対して、事前のワクチン接種か検査による陰性確認を周知
    - ・ 東京都から派遣された職員とも協力して、有症状者等が県の委託事業者を通じて検査キットの配布を受けられる仕組みの構築を支援
- 感染状況や地域の実情に応じて迅速かつ効果的に対策を講じるためには、都道府県との適切な連携が重要であるため、引き続き、都道府県との丁寧な意思疎通を図っていく。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）政府対策本部決定）

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（4）感染防止策

政府は、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、感染の拡大が認められる場合に、政府と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じるものとする。